

審 査 基 準

令和元年 12 月 14 日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第 4 条
処 分 の 概 要：自動車運転代行業の認定
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・第 3 条（自動車運転代行業の要件）
審 査 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 3 条各号のいずれにも該当しないことを認定する。 ① 同条第 4 号に該当する者とは、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。 （注 1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。 （注 2）暴力的不法行為等とは、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第 1 条に掲げるものをいう。 ② 同上第 8 号に該当する場合とは、安全運転管理者等として選任しようとする者を具体的に決めていない場合や選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等をいう。
標 準 処 理 期 間：40 日
申 請 先：申請書は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署の交通総務課又は交通課（係）に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通企画課安全係
備 考：

